

令和4年「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」について

【令和4年実施計画】

地域個体群	地域区分	R4実施計画区域（実施意向区域）
渡島半島	渡島半島	島牧村【後志】、函館市・北斗市・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・長万部町【渡島】
積丹・恵庭	積丹恵庭	小樽市・積丹町・古平町・共和町【後志】、札幌市、千歳市【石狩】
天塩・増毛	増毛山塊	石狩市・当別町【石狩】
道東・宗谷	宗谷丘陵	稚内市【宗谷】
	北見山地	滝上町・興部町・西興部村・雄武町【オホーツク】 名寄市・比布町【上川】
	大雪山系	美瑛町・旭川市【上川】
	阿寒白糠	津別町【オホーツク】、標茶町・鶴居村【釧路】
	知床半島	中標津町・標津町・羅臼町【根室】
根釧台地	厚岸町	
日高・夕張	日高山系	占冠村【上川】

【令和4年実施結果】

地域区分	振興局	実施箇所 （「～」は最初と最後の日）	実施 日数	許可 人員	実人 員	うち		延べ 人員	うち	
						熟練	浅い		熟練	浅い
渡島半島	後志	島牧村「2/6～5/15」	23	31	13	4	9	193	75	118
	渡島	八雲町「3/20～4/24」	18	43	34	13	21	140	60	80
		長万部町「4/10～5/3」	6	9	3	1	2	18	6	12
		函館市、北斗市 「3/19～5/15」	26	57	33	12	21	165	55	110
		函館市「3/13～4/17」	9	23	15	7	8	40	24	16
積丹恵庭	後志	積丹町「3/28」	1	28	7	4	3	7	4	3
		共和町「3/27～4/17」	3	19	14	3	11	39	8	31
	石狩	札幌市「4/2～4/24」	8	32	28	13	15	47	17	30
増毛山塊	石狩	石狩市「4/10～5/15」	2	9	5	1	4	8	2	6
		当別町「4/6～4/21」	3	10	4	2	2	10	5	5
宗谷丘陵	宗谷	稚内市「3/13～3/27」	2	18	9	3	6	13	5	8
北見山地	オホーツク	興部町「3/27」	1	35	4	1	3	4	1	3
		滝上町「4/3」	1	20	10	5	5	10	5	5
	上川	名寄市「3/5～4/3」	10	7	5	2	3	29	18	11
		比布町「3/31」	1	4	3	1	2	3	1	2
	釧路	標茶町「3/3～4/21」	5	24	17	9	8	25	17	8
知床半島	根室	標津町「4/12～4/19」	4	105	13	8	5	35	27	8
根釧台地	釧路	厚岸町「2/6～3/31」	13	10	8	8	0	71	71	0
計		18市町村	136	484	225	97	128	857	401	456

- 実施期間について、令和3年から10日間延長し、5月20日までとした。
- 2月6日から5月15日までの期間に、18市町村の箇所で開催された。
- 許可を受けた484名のうち、225名（46.5%）が1回以上参加し、うち熟練者は97名、経験の浅い者は128名であった。参加延べ人員は857名（うち熟練者401名、経験の浅い者456名。昨年より261人増。）であった。

【令和4年捕獲結果】

地域区分	ブロック	捕獲場所	捕獲月日	雌雄別	推定年齢	体重(kg)
渡島半島	後志南部	島牧村	4月9日	オス	6~7	146
			4月9日	オス	6~7	136.5
			4月15日	メス	4~5	87
			4月23日	メス	2~3	41
			4月23日	オス	2~3	42
			5月1日	オス	8~9	145
			5月8日	オス	9~10	225
	北渡島	八雲町	3月31日	オス	6	114
			4月10日	オス	2	52
			4月10日	オス	6	200
			4月16日	オス	5	112
			4月18日	メス	7	64
		長万部町	4月17日	オス	3	60
		渡島南東部	函館市	4月10日	メス	15
積丹恵庭	積丹恵庭	積丹町	3月28日	オス	3	85
根釧台地	根釧台地B	厚岸町	2月27日	オス	5	167
知床半島		標津町	4月13日	メス	5	51.5

- 捕獲結果は、メス5頭、オス12頭の計17頭（前年より7頭増）であった。

<参考：過去の実施状況>

年度	実施市町村数	参加者数 (述べ人数)	捕獲頭数			1市町村当たりの 実施日数(平均)
			合計	メス	オス	
H30	26	994	8	1	7	6
R元	23	568	7	1	6	4
R2	20	698	8	3	5	5
R3	21	596	10	3	7	5
R4	18	857	17	5	12	8
合計	108	3,713	50	13	37	28

ヒグマ対策技術者育成のための捕獲について

（実施要領の概要）

- ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的とする。
- 「その他公益に資する」と認め捕獲を許可するものであり、被害防止のための有害駆除とは異なる。
- 平成17年から渡島半島地域で実施。平成28年から全道を対象に実施。

【実施要領の概要】

対象地域	北海道ヒグマ管理計画の対象地域		
実施方針の策定	保護管理計画の地域区分及び総合振興局・振興局の管轄等を基に実施地域単位を定め、個別に実施期間や区域、捕獲上限頭数、安全の確保等を定める実施方針を毎年策定		
許可基準	市町村申請	申請者	地域単位内かつ実施方針に定める実施区域を含む市町村
		従事者	1件につき2名以上 第一種銃猟免許所持者（原則第一種銃猟狩猟者登録を受けた者）
		捕獲区域	申請市町村の区域内 特に必要がある場合、隣接する市町村の区域を含む
	個人申請	条件	原則本事業の対象とはしない 実施区域内の関係機関合意が得られている場合に限り対象とする
		申請者	地域単位内に居住する第一種銃猟免許所持者（狩猟者登録を受けた者） 所属する猟友会支部長の推薦を受けた者
		捕獲区域	申請者が居住する市町村を含む実施方針を定めた地域単位の実施区域内
猟具	銃器に限る		
許可条件 【法第9条第5項】	穴狩りは行わないこと 捕獲数が上限に達し、捕獲中止勧告を受けた場合は捕獲を中止すること		
指導事項	親子連れの捕獲は行わないように努めること ただし、渡島半島及び知床半島の地域区分においては試行的に捕獲を認める 複数で出動し、熟練者と経験の浅い者が含まれるよう努めること 事前に入林承認等の手続等を行うこと 事故の防止に万全を期すこと		
出動日報	出動日ごとの状況を出動日報に記録し、捕獲期間終了後、速やかに提出		
捕獲速報	捕獲者は、ヒグマ捕獲票により直ちに振興局に報告		
検体の提出	捕獲者は、試料の提出に協力		
捕獲中止勧告	捕獲数が上限に達した場合は、道は捕獲の中止を速やかに勧告		